

## 千葉市奨学金返還サポート補助金交付要綱取扱要領

- 1 千葉市奨学金返還サポート補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する「市長が別に定める外郭団体」とは、以下のとおりとする。
  - (1) 株式会社千葉経済開発公社
  - (2) 株式会社千葉ショッピングセンター
  - (3) 株式会社千葉データセンター
  - (4) 株式会社千葉マリンスタジアム
  - (5) 株式会社幕張メッセ
  - (6) 京葉臨海鉄道株式会社
  - (7) 千葉都市モノレール株式会社
- 2 要綱第3条に規定する「市長が別に定める日」とは、産業人材養成施設を卒業する日までとする。
- 3 要綱第11条に規定する「市長が別に定める日」とは、次のとおりとする。
  - (1) 最初の申請においては、市内企業において就業した日の属する年度の翌年度末までとし、2回目以降の申請においては、前回の補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度末までとする。
  - (2) 会社の倒産等、やむを得ない事由により離職し、再び市内企業に就業した場合においては、再び就業した日の属する年度の年度末までとし、2回目以降の申請においては、前回の補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度末までとする。

### 附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。